

有効期間満了日 令和7年12月31日

熊交企第259号

令和4年6月8日

キャッチ&アクション制度の運用について（通達）

県警察では、「キャッチ&アクション制度」（以下「制度」という。）により、高齢者をはじめとした交通上危険な者への個別的・継続的対応を行っているが、制度の合理化・効率化を目的に継続指導要領等の一部を見直したので、各所属にあっては、趣旨を理解した上で、積極的な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「キャッチ&アクション制度の運用について（通達）」（令和2年12月3日付け熊交企第499号）は廃止する。

記

1 制度の概要

本制度は、交通事故、警ら、巡回連絡等の各種警察活動や関係機関・団体等からの情報提供などにより交通上危険な者を把握し、効果的な交通安全教育や継続指導を行い交通事故の未然防止を図る。（別添「キャッチ&アクション制度の概要」のとおり）

2 対象者

身体機能、認知・判断機能の低下など、交通事故当事者となる危険性が認められる者（以下「交通上危険な者」という。）

3 見守りレベル

「交通上危険な者」と認めた理由に応じてレベルを付与し、そのレベルに応じて以下のとおり継続指導を行うものとする。

(1) 見守りレベル1

必要に応じて実施

(2) 見守りレベル2

2年に1回実施

(3) 見守りレベル3

半年に1回実施

4 実施要領

(1) 把握時の措置

ア 警察官が対象者を発見した場合

警察官が警察活動で、対象者を把握した場合は、同人から別紙1「交通上危険な者に対する聴取事項」に基づき聴取を行い、別紙2「観察の着眼点」を参考に動静や言動等を観察するとともに、併せてその場で交通事故防止のために必要な指導助言を実施するものとする。

また、対象者に対して「今後、定期的に警察官や県警声かけ・訪問隊（以下「県警ひまわり隊」という。）が交通安全教育を目的とした個別訪問や電話を行う可能性がある。」旨を伝えること。

イ 一般人から情報提供を受けた場合

「交通上危険な者」に関する情報提供を受けた警察官は、対象者の居住地を管轄する警察署の交通課（係）員と連携し、対象者又はその家族と面接するなどして、「交

「交通上危険な者」に該当する場合（該当すると思料される場合を含む。）は、前記アと同じ措置をとること。

(2) 新規登録

対象者を交通上危険と認めた理由を「キャッチ&アクション」システム（以下「システム」という。）に入力し、見守りレベルが付与された場合は、同システムに人定事項、把握場所等を入力し新規登録すること。

なお、新規登録しようとした対象者が、既にシステム内に登録されていた場合は、(4)の継続指導登録に移行すること。

(3) 見守りレベルの確定

「交通上危険な者」の居住地を管轄する警察署の交通担当課長又は本制度を担当する係長（以下「交通課長等」という。）は、(2)により登録された内容を確認し、見守りレベルを確定すること。

登録された内容に誤りなどがあるときは、入力者に差戻しを行い、内容の修正を求め、修正、再登録後に見守りレベルを確定すること。

(4) 継続指導

継続指導期限までに個別訪問等により本人又は家族に対し継続指導を行った上で、指導時の状況をシステムに登録し、「交通上危険な者」の居住地を管轄する交通課長等は登録内容確認後、登録を確定すること。

ただし、以下のとおり、面接や電話での継続指導が困難な場合は、交通事故防止に資するリーフレット等（以下「リーフレット等」という。）の郵送等による補完措置を講じるとともに、その内容をシステムに登録すること。

- 本人又は同居の家族が個別訪問を拒否した場合
- 複数回訪問しても不在（又は応対しない場合も含む）で面接が困難な場合
- 電話番号が不明又は電話に応じない場合

(5) 住居、氏名等の変更を把握した場合等の措置

「交通上危険な者」の住居、氏名等の変更を把握したときは、システムで人定等修正登録又は継続指導登録（継続指導を行った際に変更を把握した場合に限る。）し、「交通上危険な者」の居住地（転居した場合は新たな居住地）を管轄する交通課長等は、これらを確認し登録を確定すること。

また、転居先が県外の場合は、削除登録を行うこと。

(6) 削除登録等

「交通上危険な者」が本人又は家族に対する面接、電話等により、次の事由に該当することが明らかになったときは削除登録し、「交通上危険な者」の居住地を管轄する交通課長等は内容を確認の上で登録を確定すること。

- 死亡
- 寝たきり（外出時に介助が必要な場合を含む。）
- 施設（老人ホーム等）へ入所
- 県外へ転居
- 調査するも転居先不明
- 交通事故や交通違反等危険な運転行為を端緒に「交通上危険な者」と登録した運転免許を保有する者が、運転免許の申請取消、失効、又は使用車両の処分（廃車）により現実的に自動車等の運転の可能性がない

なお、削除登録確定後、原則として3年を経過しない期間内に削除事由に該当しないことが明らかとなったときは、交通課長等は削除取消（再び「交通上危険な者」として取扱う手続き）を行うものとする。

5 登録状況の報告及び継続指導状況の点検

各警察署の交通課長等は「交通上危険な者」について、

- 登録数等の所属長への報告
- 継続指導期限を過ぎた者の有無の点検

を行い、指導期限を過ぎた対象者がいる場合は、速やかに継続指導を行うなど是正を図ること。

なお、所属長への報告は、各月ごとの登録数等は、「キャッチ&アクション月報」（別記様式第1号）により、各年ごとの登録数等は、「キャッチ&アクション年報」（別記様式第2号）により、システムから出力して行うこと。

6 推進上の留意事項

(1) 交通死亡事故多発時の対応

管内で高齢者が関与する交通死亡事故が多発した場合等は、見守りレベルに関係なく個別訪問を行うなど、「交通上危険な者」の情報を有効に活用し対策を講じること。

(2) 県警ひまわり隊との連携

継続指導については、県警ひまわり隊と積極的な連携を図ること。

(3) 地域警察官等との連携

交通課（係）員と地域警察官等が連携し、交通事故現場臨場、交通指導取締り、警ら、立番等のあらゆる警察活動において「交通上危険な者」を把握するとともに、巡回連絡等の機会を活用し、継続指導を推進すること。

(4) 生活安全課等との連携による高齢者対策の実施

高齢者は「電話で『お金』詐欺」を始めとした犯罪の被害に遭うケースが多いことを踏まえ、継続指導のため個別訪問を行う際に、生活安全課（係）等と連携し、被害防止のためのワンポイントアドバイスをを行うこと。

このほか、「交通上危険な者」に対して周知すべきと考えられる啓発についても、必要に応じ行うこと。

(5) 一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等の対応

警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察職員が、道路交通法が定める一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等を把握した場合は、速やかに「一定の病気等に該当する疑いがある運転免許保有者等発見通報書」を作成し、運転免許課へ通報すること。

(6) 運転免許証の自主返納の勧奨

運転免許証を保有している見守りレベル3の「交通上危険な者」については、本人はもちろん、その家族に対して、交通事故の悲惨さやその責任・賠償などについて説明し、運転免許証の自主返納やサポートカー限定条件の申請の勧奨を図ること。

(7) 関係機関・団体等との連携

警察のみならず、地域交通安全活動推進委員、民生委員、市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、「交通上危険な者」の早期把握や情報共有、運転免許証を返納後の生活の支援の検討を行うなど、「交通上危険な者」の安全に資する対応に努めること。

(8) 個人情報の適正な取扱い及び情報管理の徹底

「交通上危険な者」の氏名、住所、交通事故・違反歴等の個人情報については、適正に取り扱うこと。

また、システムからの情報（データ）出力は、対象者宅へ交通事故防止に資するリーフレット等を郵送する場合、必要性が高いと認められる場合に交通企画課が行うものとし、交通企画課からシステム内情報（データ）の送付を受けた所属については、システム運用通達に基づき、情報の管理を徹底すること。

※ 別添・別紙・別記様式（略）